

第152期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年6月24日（金曜日）
午前10時

開催場所 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役8名選任の件

■ 目次

第152期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第152期事業報告	3
計算書類	20
連結計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	30

株主各位

鳥取市永楽温泉町171番地
株式会社鳥取銀行
取締役頭取 宮崎正彦

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール

※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

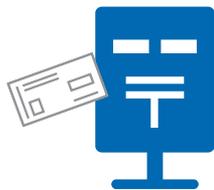
報告事項

- 第152期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容報告の件
- 会計監査人および監査役会の第152期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件

当日ご出席いただけない場合の議決権行使のご案内



■ 郵送（議決権行使書）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで



■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細につきましては、39頁から40頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）
午後5時まで

また、郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブ**サイト（<http://www.tottoribank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 計算書類の「個別注記表」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当行ウェブサイト**（<http://www.tottoribank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

第152期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。

国内経済

平成27年度のわが国経済は、堅調な企業収益を背景として、設備投資に持ち直しの動きが続いたほか、円安による外国人観光客の増加が景気の下支えとなりました。一方、輸出や生産活動は中国や新興国を中心とする海外経済の減速から弱含んで推移し、また、消費マインドの足踏みが続くなか、総じて景気回復に向けた動きは鈍いものとなりました。これらの動きを受け、年明け以降には日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和が導入され、長期金利は大きく低下しました。金利低下による設備投資の増加が期待される一方で、海外経済の減速や円高進行などにより企業収益や景況感の下押し圧力となることも懸念されており、先行きに対する不透明感が強まる状況となっております。

県内経済

鳥取県経済を見ますと、個人消費では、消費税増税に伴う影響から、乗用車販売などで弱い動きとなりました。一方、企業収益については堅調に推移し、設備投資や生産活動に持ち直しの動きが見られたほか、雇用情勢の着実な改善が続くなど、総じて県内経済は緩やかな回復基調となりました。今後については、境港へのクルーズ船寄港や米子-香港定期航空便の就航によって期待される外国人観光客の増加や、各自治体が策定した地方版総合戦略の実現に向けた取組みなど、地域経済の活性化につながる動きが期待されています。

当行の業績

このような環境の下、当行は役職員一体となって業績の進展と内容の充実に努めました結果、以下のような業績となりました。

財政状態につきましては、貸出金は、個人向け及び公共向け貸出を中心に前期末比178億1百万円増加し、7,219億99百万円となりました。有価証券は、国債、社債及び外国証券等その他の証券の減少等により前期末比320億70百万円減少し、1,530億18百万円となりました。預金は、個人預金と公金預金の増加を中心に前期末比221億97百万円増加し、9,084億50百万円となりました。

経営成績につきましては、利回り低下に伴う貸出金利息や有価証券利息配当金の減少などによる資金運用収益の減少等によって、経常収益は前期比3億10百万円減少の166億4百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や与信関連費用の減少などから前期比3億44百万円減少の132億41百万円となりました。この結果、経常利益は前期比34百万円増加の33億63百万円、当期純利益は前期比78百万円減少の21億7百万円を計上いたしました。

当行が対処すべき課題

自己資本規制（バーゼルⅢ）の段階適用やコーポレートガバナンス・コードへの対応のほか、FinTechと呼ばれる金融・IT融合の進展、日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入など金融界を取り巻く環境は大きく変化しております。また、地域金融機関には地域密着型金融の中心的な担い手として、地方創生の実現に向けた地域活性化や地域経済の好循環を後押しするため、円滑な金融仲介機能やコンサルティング機能をこれまで以上に発揮していくことが求められております。

こうした中、当行は平成27年4月よりスタートした中期経営計画「考動と開革Ⅱ 27-29」で掲げた3つの基本方針（「地方創生への積極的な関与」「お客さま満足度の向上」「地域と当行の将来を担う人財の育成」）のもと、地域内での継続的なシェアアップに努めるとともに、強固で安定的な営業基盤を確立し、「お客さまの明るい未来と活力あふれる地域を創造する銀行」を目指してまいります。

<中期経営計画に掲げる7つの基本戦略>

- ①地方創生戦略
 - ・産官学金労言の連携強化
 - ・地域企業・産業の競争力強化
 - ・移住・定住の促進支援
- ②法人戦略
 - ・ソリューション営業力の強化
 - ・成長分野に対する支援強化

- ③個人戦略
 - ・現役・シニア世代との取引拡充
 - ・ホスピタリティ実践によるCS向上
 - ・業者グリップ再強化による住宅ローンのシェアアップ
- ④チャネル戦略
 - ・基幹店舗新築移転によるプレゼンス向上
 - ・特殊店舗の機能強化
 - ・インターネット支店による顧客基盤拡充
- ⑤市場運用戦略
 - ・有価証券運用の多様化
 - ・リスク・マネジメント能力の高度化
 - ・市場型間接融資の収益力強化
- ⑥人財育成戦略
 - ・専門的なコンサルティング能力の習得
 - ・融資人財の計画的な育成
 - ・女性職員の活躍支援
 - ・ワークライフバランスの推進と健康経営の実践
- ⑦経営管理戦略
 - ・強固なコンプライアンス態勢の構築
 - ・ガバナンス態勢の充実・強化
 - ・事務効率化・本部集中化を通じた営業生産性の向上
 - ・恒久的な経費削減の取組み

<中期経営計画の計数目標（最終年度：平成29年度）>

項	目	目	標			
コ	ア	業	務	純	益	35億円程度
○		H		R		75%程度
自	己	資	本	比	率	10%程度

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	8,661	8,830	8,862	9,084
定期性預金	5,197	5,212	4,983	5,075
その他	3,463	3,618	3,879	4,008
貸 出 金	6,432	6,743	7,041	7,219
個人向け	2,067	2,133	2,208	2,260
中小企業向け	1,864	1,923	1,983	1,993
その他	2,500	2,686	2,849	2,966
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,881	1,949	1,850	1,530
国 債	626	549	647	565
その他	1,255	1,400	1,203	964
社 債	50	50	50	50
総 資 産	9,321	9,604	9,715	9,913
内 国 為 替 取 扱 高	39,041	41,168	42,288	42,685
外 国 為 替 取 扱 高	357百万ドル	294百万ドル	299百万ドル	214百万ドル
経 常 利 益	1,910百万円	2,670百万円	3,329百万円	3,363百万円
当 期 純 利 益	968百万円	1,536百万円	2,185百万円	2,107百万円
1株当たり当期純利益	10円25銭	16円28銭	23円20銭	22円49銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	703人	700人
平 均 年 齢	37年4月	37年4月
平 均 勤 続 年 数	14年10月	14年10月
平 均 給 与 月 額	310千円	299千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
鳥 取 県	55 ^店 (うち出張所 13)	55 ^店 (うち出張所 13)
島 根 県	5 (—)	5 (—)
岡 山 県	4 (—)	4 (—)
広 島 県	1 (—)	1 (—)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (1)	1 (1)
合 計	67 (14)	67 (14)

注. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を91か所（前年度末92か所）設置しております。

- . 当年度新設営業所
該当ありません。

注. 当年度において、境港市役所（境港市）の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
鳥取銀行西伯代理店	西伯郡南部町阿賀222-4	—

- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

- イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,040
---------	-------

- . 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
米子営業部新築関連投資総額	350

注. 金額欄は当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況
該当ありません。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 とりぎん カードサービス	鳥取市扇町9 番地2	クレジットカードに関する 業務 上記に係る金銭の貸付に関 する業務	平成2年 6月11日	百万円 90	% 65	連結
とりぎん リース 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	企業が必要とする動産・ 機械設備等のリース及び 売買（割賦販売等含む）	昭和59年 10月1日	30	5	持分法
とっとり キャピタル 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	有価証券の取得・保有並び に売却 経営コンサルティング業務 企業の合併並びに業務提携 等の斡旋等	平成9年 6月11日	50	5	持分法

注1. 上記重要な子会社等の連結対象1社及び持分法適用対象2社との連結決算を行っております。

株式会社バンク・コンピュータ・サービスは、平成27年7月28日に清算を結了したことから、持分法適用の範囲から除外しております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中谷浩輔	代表取締役会長	鳥取商工会議所副会頭	
宮崎正彦	代表取締役頭取	一般社団法人鳥取県経営者協会会長	
石河泰正	代表取締役副頭取		
穂山誠	取締役専務執行役員		
平井耕司	取締役専務執行役員		
足立日出男	取締役常務執行役員		
山脇彰子	取締役（社外役員）		
吉田泰弘	常勤監査役		
谷口結城男	監査役		
久保井一匡	監査役（社外役員）	久保井総合法律事務所所長	
澤志郎	監査役（社外役員）	日本交通株式会社代表取締役	

注. 取締役山脇彰子氏（社外役員）及び監査役久保井一匡氏（社外役員）は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7名	166
監査役	4名	23
計	11名	190

注. 平成20年6月24日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山脇彰子 久保井一匡 澤志郎	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
山 脇 彰 子	
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所所長
澤 志 郎	日本交通株式会社代表取締役

注1. 当行は久保井総合法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。

2. 当行は日本交通株式会社に対し融資取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
山 脇 彰 子	1年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	出身の全日本空輸での初の女性支店長など豊富な経験から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
久保井 一 匡	12年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会12回のうち12回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
澤 志 郎	8年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会12回のうち12回に出席しております。	経営者としての経験も豊富で、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 (報酬以外の金額)	3名	12	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	320,800千株
	普通株式	280,800千株
	第一種優先株式	20,000千株
	第二種優先株式	20,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 96,199千株

(2) 当年度末株主数 6,897名

(3) 大株主
株主の上位10名は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,780千株	4.03%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,704	3.95
明治安田生命保険相互会社	3,426	3.65
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,051	3.25
鳥取銀行従業員持株会	2,448	2.61
中国電力株式会社	2,294	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,234	2.38
三井生命保険株式会社	1,681	1.79
株式会社新生銀行	1,173	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,158	1.23

注. 持株比率は、自己株式(2,530千株)を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田茂善 指定有限責任社員 石井雅也 指定有限責任社員 河島啓太	37	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計は、37百万円であります。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じた場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての基本方針の概要と運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

①コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組みます。

コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス委員会を設置します。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各都店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置します。

コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、全役職員に配布・活用し、法令等違反の未然防止に努めます。

取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を半期毎に制定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めます。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告します。

行内でコンプライアンス違反を発見した場合、またはそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン（内部通報）制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事処遇等において不利益な取扱いをいたしません。

お客様の保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客様の視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図ります。

【反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備】

公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これらの勢力からの不当要求には関係会社も含めた組織全体で対応いたします。

このため、「反社会的勢力対応規定」及び「コンプライアンス・マニュアル 反社会的勢力対応編」を制定し、経営管理部お客様センターを統括部署とし、本部及び各営業店に不当要求防止責任者を配置する等の行内体制を整備するとともに、各部署の役割を明確にします。また、反社会的勢力に関する情報収集、行員への研修活動、外部専門機関との緊密な連携等に努めます。

また、各種預金規定や約定書・契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、預金・融資取引を含めすべての新規取引に応じないとともに、既存取引先が反社会的勢力と判明した場合は速やかに取引関係の解消に努めます。

②リスク管理体制

当行の業務運営におけるリスク管理の基本指針である「リスク管理統括規定」を制定し、当行における各リスクの所在と区分を定義するとともに、経営管理部を統括部署として各リスクの管理部署及び管理における取締役会をはじめとする各階層の役割と責任を明確化します。

「リスク管理統括規定」に基づき、経営陣の積極的な関与のもと、各リスク管理方針、諸規定等の整備、リスク管理手法・コントロール手法の高度化への取組み、及びそのノウハウの蓄積と活用を行います。

各リスク管理部署は、主管するリスクの管理状況を定期的にまたは必要に応じてリスク管理統括部署へ報告し、リスク管理統括部署は各種リスクの運営管理状況を集約し、有効性、適切性等を検証・評価して担当役員に報告するほか、定期的に取り締役会等に報告します。

監査部は、各部門について各種リスク管理方針及び管理規定等に基づいた適切な業務運営がなされているか等に関し、定期的、又は必要に応じて検査・監査を行い、定期的に取り締役会等に報告するとともに、必要に応じて関係部署に対し改善提言等を行います。

自己資本管理については、「自己資本管理規定」に基づき、経営統括部を管理部署として自己資本管理態勢の整備・確立に積極的に取り組みます。また、適正に自己資本比率を算定するとともに、自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクを明確に定め、継続的に自己資本の充実度の評価、モニタリング及びコントロール等を行い、取締役会等へ報告し、リスクに見合った十分な自己資本を確保します。

不測の事態に即応するため「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を整備し、各事象を想定した訓練の実施に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会及び経営会議等の重要会議の議事録は、各会議の事務局が行内規定等に基づき作成・保存します。

また、取締役が最終決裁権限者となる稟議書等も作成部署が適切に保存します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、適時適切に業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たします。

業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員制度を導入し、主に常務執行役員以上で構成する経営会議を原則月3回開催することで経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めます。

組織規定、業務分掌規定及び職務権限規定等を定め、組織全体の業務執行が適切かつ効率的に行われるよう整備します。

⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行と関係会社は、連結経営の健全性の確保かつ業務の適正な遂行のため、一体となってリスク管理並びにコンプライアンス態勢の確立等、内部統制システムの構築に努めます。

当行と関係会社は企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社連携規定」を定め、効率的な運営を通して相互の利益と発展に努めます。

当行は、ステークホルダーに対して当行グループの業績・活動を適切に開示するため、財務報告の信頼性を確保するために必要十分な内部統制を整備・運用します。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査業務を補助すべき監査役スタッフを監査部内に置き、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役スタッフは、「職務権限規定」に基づき、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、監査役スタッフの人事異動については、事前に監査役と協議を行います。

取締役及び使用人は、法律に定めた事項のほか、監査役会に報告すべき事項及び当行の経営に影響を及ぼす重要事項について、「監査役への報告基準」に基づき、監査役会へ報告します。また、監査役に対して、取締役会、経営会議等の重要会議及び経営会議の諮問機関として設置した各種委員会等への出席を求め、その内容について報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、「関係会社連携規定」に基づき、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、法令等の違反行為等、当行または当行の関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、「関係会社連携規定」に基づき、直ちに当行の経営統括部へ報告を行い、経営統括部長は当行監査役への報告を行います。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人、並びに関係会社の役職員に対し、「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」に基づき、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役がその職務の執行について当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用の処理を行います。

当行は、監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努める他、当行のリスク管理統括部門・コンプライアンス部門・内部監査部門は、監査役と連携をとることにより、監査役の監査の実効性確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

- ①役員による支店コンプライアンス指導と支店長へのコンプライアンス・マネジメント指導を実施しました。
- ②平成27年度はコンプライアンス委員会を13回（定例開催12回、臨時開催1回）開催し、コンプライアンス上の課題の抽出、およびその対応策について審議を行いました。
- ③平成27年12月に「倫理規定」を改定するとともに、特定個人情報保護方針等、規定新設改定を踏まえ「コンプライアンスマニュアル（基本編）」を平成28年1月に改定し、コンプライアンス体制の整備を実施しました。
- ④全職員を対象とする共通テーマでの教育として、コンプライアンス拠点研修会の開催、階層別研修によるコンプライアンス指導の充実を図るとともに、平成27年度については、「コンプライアンスにおけるマネジメント発揮の重要性」、「金融商品販売における不正・不祥事件の未然防止」をテーマとし、外部講師による部店長向けコンプライアンス研修を開催しました。
- ⑤内部通報制度の実効性強化のため、行内通報ルートにおける内部通報窓口を経営管理部長1名体制から、コンプライアンス統括室室長を加えた2名体制へ変更し、通達およびポスター掲示により、全行員へ周知しました。
- ⑥平成27年12月14日よりマイナンバーの収集を開始するにあたり、特定個人情報保護に関する各種規定等を制定し、特定個人情報の管理態勢の整備を実施しました。
- ⑦反社会的勢力の取引排除については、アンチマネーロンダリングシステムを利用し、入口での反社会的勢力との取引排除に努めています。

②リスク管理体制

- ①リスクに関する各種委員会を開催し、リスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行うとともに定期的に取締役会に報告し協議を行いました。
- ②平成27年度リスク管理方針に基づく施策の実施状況について評価を行うとともに、平成28年度のリスク管理方針と自己評価を考慮した施策を策定しました。

- ①流動性に係る健全性を判断するための指標として簡易版流動性カバレッジ比率等を用いることとし、平成28年3月に流動性リスク管理規定を改定しました。
- ②監査部は監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会で承認を得た上で監査を実施しています。
- ③経営統括部は経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を必要に応じて取締役会等へ立案し各種施策を実行しました。
- ④平成27年度は9月に首都直下型地震を想定したBCP訓練、および11月に鳥取市での地震発生を想定した休日発災訓練を実施したほか、地銀共同センターが主催するBCP訓練に参加しました。
- ③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会や経営会議、各種委員会等の重要会議の議事録、および取締役が最終決裁権限者となる稟議書等について各事務局において適切に保存しています。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会は、11回の定時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たしています。
 - ②業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員会議を12回開催し、また主に常務執行役員以上で構成する経営会議を41回開催することで、経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めています。
 - ③社外取締役は、取締役会における議論に積極的に関与するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時受けています。
- ⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ①「関係会社連携規定」を制定し、当行及び関係会社で構成する当行グループの業務の適正を確保しています。
 - ②当行は、関係会社のコンプライアンス体制の点検結果を受領するとともに、各社のコンプライアンスプログラムの目標設定と実施結果を確認しました。
- ⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①平成27年4月に「監査役への報告基準」「関係会社連携規定」を改定し、監査役へ報告をした当行役職員、および関係会社役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定化しました。

㊦監査役に対し経営会議や取締役会、各種委員会への出席を求め、各部からの情報収集が可能な態勢となっているほか、代表取締役等は監査役、および会計監査人と定期的な意見交換を実施することにより相互認識を深めるとともに、監査役会と監査部は定例の意見交換を行い、リスク統括部門・コンプライアンス部門は監査役と決算監査面談時に意見交換を行うことで監査役の監査実効性確保に努めています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第152期 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	87,884	預当座預金	908,450
預預け	13,637	当座預金	27,768
有価証券	74,246	普通預金	358,500
国債	153,018	貯蓄預金	4,369
地方債	56,582	通知預金	3,718
社債	52,145	定期預金	505,815
株外	20,201	定額積	1,742
外国証券	5,802	その他の預金	6,535
その他の証券	1,074	コーポレートマネー	57
貸出	17,212	借入金	14,928
割引手形	721,999	借入金	14,928
引当金	2,350	外国為替	5
手証	20,107	売渡外国為替	2
当座	630,203	未払外国為替	3
外国為替	69,338	社員の他負債	5,000
外取	477	未払法人税等	7,542
立外店預	326	未払費用	208
その他資産	151	前払受取	936
前未払費用	11,664	給付補填	453
金融派生商品	70	融リース	0
劣後受益権	1,127	その他の負債	99
有形固定資産	9,740	賞与引当金	1,460
建物	610	退職給付引当金	4,383
土地	11,161	偶発損失引当金	481
建設ス仮	2,489	睡眠預金払戻引当金	245
その他有形固定資産	6,957	再評価に係る繰延税金負債	52
無形固定資産	1,040	支払承	631
ソフトウエ	354	負債の部合計	3,374
その他の無形固定資産	318		942,253
前払年金費用	1,229	(純資産の部)	
繰延税金	894	資本剰余金	9,061
貸倒引当	286	資本準備金	6,452
投資損失引当	48	利益剰余金	28,292
	2,699	利益準備金	2,628
	787	その他の利益剰余金	25,664
	3,374	別途積立	23,145
	△ 2,924	繰越利益剰余金	2,519
	△ 14	自己株	△ 669
		<株主資本合計>	43,137
		その他有価証券評価差額金	4,908
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,058
		<評価・換算差額等合計>	5,967
		純資産の部合計	49,105
資産の部合計	991,358	負債及び純資産の部合計	991,358

第152期 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	16,604
利息配当	13,087
受取利息	10,288
受取配当	2,592
受取利息	9
受取配当	49
受取利息	147
受取配当	2,417
受取利息	642
受取配当	1,775
受取利息	484
受取配当	35
受取利息	0
受取配当	428
受取利息	19
受取配当	615
受取利息	193
受取配当	103
受取利息	55
受取配当	263
経常費用	13,241
利息	1,146
配当	745
利息	0
配当	0
利息	66
配当	153
利息	166
配当	14
利息	1,256
配当	172
利息	1,084
配当	129
利息	129
配当	10,580
利息	128
配当	42
利息	1
配当	84
特別利益	3,363
特別利益	101
特別損失	73
特別損失	57
特別損失	16
税引当	3,391
法人税	738
法人税	545
当法	1,284
当法	2,107

第152期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	21,645	2,474	26,747	△ 668	41,593
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					1,500	△ 2,062	△ 562		△ 562
当 期 純 利 益						2,107	2,107		2,107
自己株式の取得								△ 1	△ 1
自己株式の処分						△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	1,500	44	1,544	△ 1	1,543
当 期 末 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	23,145	2,519	28,292	△ 669	43,137

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	5,461	0	1,025	6,486	48,080
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 562
当 期 純 利 益					2,107
自己株式の取得					△ 1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 552	△ 0	33	△ 518	△ 518
当期変動額合計	△ 552	△ 0	33	△ 518	1,024
当 期 末 残 高	4,908	△ 0	1,058	5,967	49,105

(平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	87,884	預 金	908,441
有価証券	153,161	コールマネー及び売渡手形	57
貸出金	721,545	借 用 金	14,928
外国為替	477	外 国 為 替	5
劣後受益権	9,740	社 債	5,000
その他資産	3,161	そ の 他 負 債	7,993
有形固定資産	11,161	賞 与 引 当 金	485
建物	2,489	退職給付に係る負債	1,654
土地	6,957	偶発損失引当金	245
リース資産	1,040	睡眠預金払戻損失引当金	52
建設仮勘定	354	販売促進引当金	16
その他の有形固定資産	318	繰延税金負債	59
無形固定資産	1,230	再評価に係る繰延税金負債	631
ソフトウェア	894	支 払 承 諾	3,374
リース資産	286	負債の部合計	942,946
その他の無形固定資産	49	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	5,514	資 本 金	9,061
支払承諾見返	3,374	資 本 剰 余 金	6,452
貸倒引当金	△ 3,012	利 益 剰 余 金	28,485
投資損失引当金	△ 14	自 己 株 式	△ 670
		<株主資本合計>	43,329
		その他有価証券評価差額金	4,966
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,058
		退職給付に係る調整累計額	1,845
		<その他の包括利益累計額合計>	7,871
		非支配株主持分	78
		純資産の部合計	51,279
資産の部合計	994,225	負債及び純資産の部合計	994,225

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		16,937
資	金 運 用 収 益	13,136	
	貸 出 金 利 息	10,337	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,592	
	コーローン利息及び買入手形利息	9	
	預 け 金 利 息	49	
	そ の 他 の 受 入 利 息	147	
役	務 取 引 等 収 益	2,701	
そ	の 他 業 務 収 益	484	
そ	の 他 業 務 収 益	615	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	189	
	償 却 債 権 取 立 益	103	
	そ の 他 の 経 常 収 益	322	
経	常 費 用		13,578
資	金 調 達 費 用	1,146	
	預 金 利 息	745	
	讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	コーマネー利息及び売渡手形利息	0	
	借 用 金 利 息	66	
	社 債 利 息	153	
	そ の 他 の 支 払 利 息	180	
役	務 取 引 等 費 用	1,435	
そ	の 他 業 務 費 用	129	
營	業 務 経 常 費 用	10,709	
そ	の 他 の 経 常 費 用	158	
経	常 別 利 損		3,359
特	固 定 資 産 処 分 損 失	57	
	そ の 他 の 特 別 損 失	16	
税	法 人 税、住 民 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,285
法	法 人 税 等 調 整	739	
法	法 人 税 等 調 整	554	
当	期 純 利 益		1,293
	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		1,992
	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5
			1,997

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,061	6,452	27,049	△ 669	41,895
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 562		△ 562
親会社株主に帰属する当期純利益			1,997		1,997
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分			△ 0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,435	△ 1	1,434
当 期 末 残 高	9,061	6,452	28,485	△ 670	43,329

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,476	0	1,025	2,205	8,707	84	50,687
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 562
親会社株主に帰属する当期純利益							1,997
自己株式の取得							△ 1
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 509	△ 0	33	△ 360	△ 836	△ 5	△ 842
当期変動額合計	△ 509	△ 0	33	△ 360	△ 836	△ 5	592
当 期 末 残 高	4,966	△ 0	1,058	1,845	7,871	78	51,279

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 茂 善	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 雅 也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河島 啓 太	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 茂 善	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 雅 也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河島 啓 太	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 鳥取銀行 監査役会

常勤監査役 吉田 泰弘 ㊟

社外監査役 久保井 一匡 ㊟

社外監査役 澤 志郎 ㊟

監査役 谷 口 結城男 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域の中核銀行としての公共性・社会性を重視し、経営基盤の安定確保ならびに自己資本の充実・内部留保の増強による経営体質の強化に努め、より高い評価を受ける銀行を目指すとともに、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本方針としております。

このような基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金 3円00銭

総額 281,005,893円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を変更（1,000株から100株に変更）することとし、併せて、当行株式を全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

2. 併合の割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じません。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数および発行可能種類株式総数

発行可能株式総数は、3,208万株とし、このうち普通株式は2,808万株、第一種優先株式は200万株、第二種優先株式は200万株。

5. その他

本株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

なお、端数株式の処分方法など、その他必要事項に関しましては、当行取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 現行定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）および第8条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(2) 現行定款第23条（取締役の任期）について、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>32,080</u>万株とし、このうち普通株式は<u>28,080</u>万株、第一種優先株式は<u>2,000</u>万株、第二種優先株式は<u>2,000</u>万株とする。</p> <p>第7条（条文省略）</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第9条～第12条（条文省略）</p> <p>第2章の2 第一種優先株式（条文省略）</p> <p>第2章の3 第二種優先株式（条文省略）</p>	<p>第2章 株式 （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3,208</u>万株とし、このうち普通株式は<u>2,808</u>万株、第一種優先株式は<u>200</u>万株、第二種優先株式は<u>200</u>万株とする。</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第9条～第12条（現行どおり）</p> <p>第2章の2 第一種優先株式（現行どおり）</p> <p>第2章の3 第二種優先株式（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第24条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) および第 8 条 (単元株式数) の変更は、平成28年10月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決とその効力発生を条件として、現在の取締役7名は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。そのうち、中谷浩輔、石河泰正の両氏は、退任の予定であります。

つきましては、社外取締役を増員し経営体制の強化を図るべく、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	<p>みや ざき まさ ひこ 宮 崎 正 彦 (昭和29年3月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和51年4月 当行入行 平成12年5月 営業企画部長兼お客様サービス室長 平成15年4月 執行役員経営統括部長 平成16年4月 常務執行役員 平成16年6月 取締役常務執行役員 平成20年4月 取締役専務執行役員 平成22年6月 代表取締役頭取執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人鳥取県経営者協会会長</p>	81,000株
	<p>(取締役候補者とした理由) 経営企画部門の経験が長く、部長および担当役員として、長年、経営計画の策定や資本政策、収益管理やリスク管理など、銀行経営全般に携わってきたほか、営業企画部門や人事部門、基幹店舗の支店長経験もあり、幅広い分野に関する知識と経験を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
2	ひら い こう じ 平井 耕 司 (昭和35年3月16日生) 再任	昭和57年4月 当行入行 平成20年4月 津山支店長 平成21年5月 執行役員審査部長 平成24年5月 常務執行役員 平成25年6月 取締役常務執行役員 平成27年5月 取締役専務執行役員 (経営統 括部・人事部担当) 平成28年5月 取締役専務執行役員 (監査部 担当) (現任)	36,600株
	(取締役候補者とした理由) 審査部経営サポート室長、審査部長など審査部門の経験が長く、また、 基幹店舗の支店長も歴任。役員としても経営企画部門、審査部門の担当 を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務 経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、 引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができる のと判断し、取締役候補者いたしました。		
3	あき やま まこと 穂山 誠 (昭和32年12月16日生) 再任	昭和55年4月 当行入行 平成18年1月 倉吉支店長 平成20年5月 執行役員事務統括部長 平成22年5月 常務執行役員 平成22年6月 取締役常務執行役員 平成27年5月 取締役専務執行役員 (米子駐 在) (現任)	51,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業推進部営業企画室長、事務統括部長のほか、基幹店舗の支店長、営 業本部長など幅広い部門を歴任。役員としても経営企画部門、システム 部門の担当を務めるなど、幅広い分野において豊富な業務経験と知見を 有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公 正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者とい いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
4	<p style="text-align: center;">あ だ ち ひ で お 足 立 日 出 男 (昭和31年12月31日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成18年9月 審査部長 平成20年5月 執行役員審査部長 平成22年5月 常務執行役員 平成23年6月 取締役常務執行役員 平成28年5月 取締役専務執行役員（営業本部長・営業推進部・個人金融部・ふるさと振興部担当）（現任）</p>	57,820株
	<p>（取締役候補者とした理由） 審査部経営サポート室長、審査部長など審査部門の経験が長く、また、基幹店舗の支店長、営業本部長も歴任。リスク管理、営業部門の両面で当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
5	<p style="text-align: center;">よ し だ か ず の り 吉 田 和 徳 (昭和32年1月7日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>昭和55年4月 当行入行 平成20年4月 市場金融部長 平成22年5月 執行役員大阪支店長 平成24年5月 執行役員とりぎんリース株式会社代表取締役社長 平成26年6月 常務執行役員（審査部・市場金融部担当）（現任）</p>	26,000株
	<p>（取締役候補者とした理由） 市場金融部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても審査部門、市場金融部門、システム部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
6	やま わき あき こ 山脇彰子 (昭和26年12月1日生) 再任	昭和47年3月 全日本空輸株式会社入社 平成19年4月 同 横浜支店長 平成21年4月 同 成田国際空港副支店長兼顧客サポート部長 平成23年11月 全日本空輸株式会社退職 平成24年4月 鳥取短期大学非常勤講師(現任) 平成26年6月 当行取締役(現任)	1,000株
	(社外取締役候補者とした理由) 全日本空輸株式会社において、初めての女性支店長を務めるなど要職を歴任、幅広い知識と豊富な経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。		
7	あし ざき たけ し 芦崎武志 (昭和33年2月9日生) 新任	昭和55年5月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成12年4月 同 WEB業務部長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 三田支店長 平成19年6月 同 執行役員法人決済ビジネス部長 平成21年5月 同 執行役員リテール事務部長 平成22年5月 同 常務執行役員 平成24年6月 同 退任 平成24年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役社長(現任)	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 都市銀行において要職を歴任したほか、債権回収に関する企業の代表を務めるなど、銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験等を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
8	<p style="text-align: center;">にし　かわ　かず　ひこ 西川和彦 (昭和28年5月10日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</p>	<p>昭和52年4月 日本ユニバック株式会社（現日本ユニシス株式会社）入社</p> <p>平成21年4月 同 地銀共同センター企画センター長</p> <p>平成25年9月 日本ユニシス株式会社退職</p> <p>平成25年10月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント入社 同 執行役員システム・インテグレーション・サービス第一事業本部長</p> <p>平成28年4月 同 執行役員（現任）</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>システムや情報サービスに関する企業において要職を歴任するなど、金融システムにおける高度な知識と経験等を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山脇彰子、芦崎武志、西川和彦の3氏は社外取締役候補者であります。
 3. 山脇彰子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、芦崎武志、西川和彦の両氏も、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 4. 山脇彰子氏と当行との間で、当行定款第27条の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
また、芦崎武志、西川和彦の両氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。
 5. 芦崎武志氏は、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社を退任し、平成28年6月25日にカブドットコム証券株式会社の取締役会長に就任する予定であります。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内



鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール
☎ 0857-37-0262 (本店直通)



平成28年6月24日 (金曜日)
午前10時



交通のご案内



列車をご利用の場合

JR鳥取駅 **北口** から 徒歩約 **3分**



バスをご利用の場合

鳥取バスターミナル から 徒歩約 **5分**



飛行機をご利用の場合

鳥取空港 から 車で約 **20分**

TOTTORI
BANK



青い鳥の銀行です。

鳥取銀行

UD
FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。